

資料編

1 計画策定までの経緯

年月日	事項	主な内容
令和2年8月6日	令和2年度第1回図書館協議会	(仮称)図書館基本計画の策定について
令和2年10月20日	令和2年度第2回図書館協議会	(仮称)図書館基本計画の策定のアンケート案について
令和2年12月1日 ～12月27日	利用者アンケートの実施	無作為抽出、図書館、公民館図書室でアンケートを実施
令和3年3月23日	令和2年度第3回図書館協議会	(仮称)図書館基本計画の策定のアンケート結果
令和4年7月29日	杉戸町立図書館サービス計画(素案)について(諮問)	
令和3年8月6日	令和3年度第1回図書館協議会	杉戸町立図書館サービス計画(素案)の諮問について①
令和3年10月26日	令和3年度第2回図書館協議会	杉戸町立図書館サービス計画(素案)の諮問について②
令和3年12月1日 ～令和4年1月4日	パブリックコメントの実施	杉戸町立図書館サービス計画(素案)の公表
令和4年1月20日	令和3年度第3回図書館協議会	杉戸町立図書館サービス計画(素案)にかかるパブリックコメントの結果及び答申について
令和4年1月27日	杉戸町立図書館サービス計画(素案)について(答申)	
令和4年2月17日	令和4年第2回杉戸町教育委員会定例会	杉戸町立図書館サービス計画(素案)の報告
令和4年3月4日	杉戸町立図書館サービス計画について	町長決裁

2 杉戸町立図書館条例

平成17年10月7日

条例第23号

改正 令和2年3月18日条例第8号

(設置)

第1条 町民の教育と文化の発展に寄与することを目的とし、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、杉戸町立図書館(以下「図書館」という。)を杉戸町大字大島477番地8に設置する。

(業務)

第2条 図書館は、法第3条の規定に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、雑誌、新聞、視聴覚資料等(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の閲覧及び貸出し
- (3) 読書案内及び調査相談
- (4) 図書館資料の相互貸借
- (5) 他の図書館又は学校、公民館、団体等との連絡及び協力
- (6) 講演会、映写会、鑑賞会、展示会等の主催及び奨励
- (7) その他図書館の目的達成に必要な事業

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 教育委員会が、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日

- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日
 - (4) 特別整理期間（年2回、それぞれ7日以内）
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に業務を行い、又は臨時に休館日を定めることができる。

（職員）

第5条 図書館に、館長その他必要な職員を置く。

（図書館協議会）

第6条 法第14条第1項の規定に基づき、杉戸町立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
- (1) 学校教育関係者及び社会教育関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) 公募に応じた者
- 3 協議会の委員は、8人以内とする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成17年教委規則第11号で平成18年3月3日から施行）

附 則（令和2年3月18日条例第8号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3 杉戸町立図書館協議会運営規則

令和2年3月24日

教委規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、杉戸町立図書館条例（平成17年杉戸町条例第23号）第6条に規定する杉戸町立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、杉戸町立図書館において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

4 諮問

杉 教 函 第 2 号
令和 3 年 7 月 2 9 日

杉戸町立図書館協議会
会長 荻原 俊文 様

杉戸町立図書館
館長 小暮 雅顕

杉戸町立図書館サービス計画（素案）について（諮問）

図書館法第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記について貴協議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

- ・杉戸町立図書館サービス計画（素案）

5 答申

令和4年1月27日

杉戸町立図書館長
小暮 雅顕 様

杉戸町立図書館協議会
会長 荻原 俊文

杉戸町立図書館サービス計画（素案）について（答申）

令和3年7月29日付杉教図第2号で諮問された「杉戸町立図書館サービス計画（素案）」について、慎重に審議した結果、原案のとおり妥当であると認めましたので答申します。

なお、下記の意見を付して答申するので十分留意され、本計画に掲げる目標実現のための事業の推進を要望します。

記

1. 公民館図書室・コミュニティセンター図書室と図書館との関係について

本計画の円滑な遂行にあたっては、公民館図書室との関係を、現状の連携関係から一体的運営に移行することが不可欠と考えます。

については、図書館との一体的運営を図るため、公民館図書室及び新たに建設されるコミュニティセンター図書室について、図書館法に基づく分館と位置付けるよう検討を求めます。

2. 資料費の増額について

図書館サービスの基本は「住民の求める資料と情報を提供すること」です。本町においても本計画で指摘された課題にもある通り、今後一層の図書館資料の質と量の充実が必要です。しかしながら、令和3年度の町民一人あたり図書購入費は202円であり、近隣市町（宮代町322円、幸手市310円、春日部市204円）のみならず、県内町の平均額（227円）と比べても低い水準にとどまっています。（埼玉県図書館協会刊「令和3年度 埼玉の公立図書館」による）

については、町民のニーズに応えるため、十分な予算の確保を求めます。

3. 必要な人員の配置について

本計画は、本町の総合振興計画に示された8つの未来像の実現のため図書館が行うべき事業を盛り込んだ内容となっており、その遂行にあたっては、現状業務に加え新たな業務が発生することが確実です。

については、本計画の円滑な遂行のため、司書資格を持つ職員の配置や増員も含めた適切な人員配置等による職員体制の充実を求めます。

6 杉戸町立図書館協議会委員名簿

任期：令和2年8月6日～令和4年8月5日

氏名	区分	備考
会長 荻原 俊文	学識経験のある者	
副会長 杉野 正純	学校教育関係者	
委員 高嶋 大地	社会教育関係者	令和3年5月13日まで
委員 馬場 茂明	社会教育関係者	令和3年5月14日から
委員 山口 和子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
委員 室伏 加代子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
委員 寺崎 恵子	学識経験のある者	
委員 濱田 幸子	公募に応じた者	
委員 正司 顯好	公募に応じた者	

杉戸町立図書館サービス計画

発行 令和4年3月

住所 345-0042 埼玉県北葛飾郡杉戸町大島 477 番 8 号

TEL 0480-33-4056

FAX 0480-37-2007

MAIL shogai@town.sugito.lg.jp
